

八警察事故 十シ  
右及申(通)報候也

別記 (一)

嘆願書

- 一 首切を即時取消せられたし。
- 二 衛生設備を完備せられたし。
- 三 人手洗場及便所を増設せられたし。
- 四 食堂に食器洗場を増設せられたし。
- 五 粉部屋内作業者に対して「マ」を支給すること。
- 六 作業服を支給せられたし。
- 七 就業時間及休憩時間は工場法規通に實行せられたし。
- 八 公休日を厳守し公休日の日給は全額を支給せられたし。
- 九 退職金を制定せられたし。
- 十 終業手當を三割増しせられたし。
- 十一 結督による解雇を絶対になさざる様せられたし。
- 十二 水仕事に對する防水着及履物を支給せられたし。
- 十三 一月一回の生理休暇最低五日を與へ同休職中の日給を全額支給せられたし。
- 十四 一年一回の定期昇給を制定せられたし。
- 十五 二年一回の賞與を一年毎最低半月分とせられたし。
- 十六 出男工の給料を最低月額支給額をせられたし。
- 十七 出及嘆願候也。

昭和九年一月二十六日

全國労働組合同盟

関東化学一

一般労働組合  
ラブリミ一昭袋工場従業員一同